

留守家庭児童育成室の運営業務委託について

(第1回保護者説明会で配付)

吹田市教育委員会地域教育部
放課後子ども育成課

1 計画

留守家庭児童育成室（以下「育成室」とします）の運営について、全36か所の内の3分の1を目途に民間事業者への業務委託を進めています。

〔年度別〕

平成27年度 千里丘北 委託済み
 平成28年度 山三、青山台 委託済み
 平成29年度 千里たけみ 委託済み
 平成30年度 佐井寺、山五、北山田、藤白台、桃山台 . . 委託済み
 ※平成31年度 東、吹六、豊一 平成30年8月選定

2 経過等

(1) 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から施行され、放課後児童健全育成事業（本市では留守家庭児童育成室）においては、対象学年が小学校6年生まで拡大されるなど、各自治体では、それぞれの実状に応じて、事業の拡充・充実に努める必要があります。

本市では、市民の皆様のニーズに応え、平成29年度から、4年生の受入れを開始しましたが、入室児童数が想定を大幅に上回って増え続けているため、5・6年生の受入れは延期し、4年生までの児童の受入れ態勢確保に専念しなければならない状況です。

(2) 指導員確保の課題及び業務委託の必要性

入室児童数の増加に伴い、平成31年度には、更に指導員が必要となりますが、指導員の人材確保と人材育成が極めて困難な状況になっています。

平成30年当初、委託済みの9か所を除く27か所の育成室で必要な指導員数135人に対し、29人も欠員を生じており、現状のままでは、指導員の欠員が増えるのみで、育成室運営が立ちいなくなる恐れがあります。

そのため、指導員の担い手を確保し、保育の質を維持しながら育成室を運営していくためには、一部の育成室の運営を民間事業者へ業務委託する必要があります。

2 候補育成室の選定

東、吹六、豊一

(選定条件)

- ・児童数が増加しても、現在の施設や今後確保整備する施設で受入可能と見込まれること。
- ・委託による担い手確保や指導員の欠員削減の効果を期待し、ある程度規模の大きな育成室も対象とすること。

3 委託方法等

当初は、社会福祉法人(保育所等)及び学校法人(幼稚園等)を対象に委託を進めてきましたが、未就学児童の受け皿拡充が課題となっている中で、就学後の事業である育成室の運営を受託してもらえる事業者は少なく、計画どおり進めることができませんでした。そのため、平成29年度の選定から、対象事業者の要件を拡大して、委託事業者の確保を図っています。

(1) 事業者の要件

ア 法人であること

イ 次のいずれかの事業の運営実績を有すること。

(ア) 児童の保育又は教育の分野に係る事業

(想定：保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、等)

(イ) 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業

(想定：児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、等)

(ウ) 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

(想定：青少年活動団体、等)

ウ 法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(2) 事業者の選定方法等

ア 公募プロポーザル方式。

イ 契約期間は、保育の継続性が望まれるため、3年間とします。

4 委託による変更点等

(1) 変わります

ア 開室時間

延長保育は午後7時まで延長します。延長保育料は据置きます。

イ おやつ

おやつは事業者が業務として実施します。おやつ代の実費は事業者が徴収します。

ウ 指導員配置

主任指導員を設置します。

指導員の責任体制や連絡体制を明確化し、円滑な育成室運営を図ります。

(2) 変わりません

ア 設置主体

市の事業として実施します。

イ 保育内容

仕様書等により、直営育成室と同等の水準を求め、履行状況を市の職員が巡回して点検します。また、アンケートを実施するなど保護者の意見を把握し、市と事業者が協議して育成室運営の向上に努めます。

ウ 入室申請等の手続き・保育料

入室や退室、延長保育の利用に関する手続きは、市への申請等が必要です。

保育料は変更ありません。これまでどおり口座振替や納付書により市にお納めいただきます。

エ 配慮を要する児童の受入

児童の状況に応じて、指導員を加配します。モデル事業も継承します。

5 今後の予定

(1) 市議会 9月定例会 平成30年9月

・委託に必要な予算措置を行います。

(2) 事業者公募・選定 平成30年10月～12月

・「吹田市留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会」にて選定。

吹田市留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会

○委員

学識経験者（2人以内）

会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1人以内）

吹田市立小学校長（1人以内）

吹田市職員（1人以内）

○特別委員

委託をしようとする育成室の保護者（各育成室2人以内）

当該育成室に応募のあった事業者の審査・選定に参画します。

(3) 保育の打合せ・引継ぎ 平成31年1月～3月

・保護者の皆様と、事業者による運営内容の確認や打合せを行います。

(4) 施設整備・補修等 平成31年1月～3月

・育成室の補修や必要な物品の整備を行います。

(5) 引継ぎ保育 平成31年2月～3月

・児童との関係づくりを中心に、事業者の指導員が育成室で保育に従事します。

(6) 事業者による保育開始 平成31年4月1日